

シンガポールの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

現在、シンガポール共和国（英語では「Republic of Singapore」）の国土となっているシンガポール島及び 60 以上の島々は、ジョホール王国の領土であったが、1819 年に英国人 トーマス＝ラッフルズが上陸し、ジョホール王国の許可を得て商館を建設した。1824 年に正式に英国の植民地となった後は、中継貿易の拠点として急速に発展を続けた。第 2 次世界大戦中に日本により占領されたが、終戦後は再び英国の植民地となり、1959 年には、英国から、シンガポール自治州となることを認められた。1963 年にマレーシア連邦の一州となったが、マレー人優先政策をとるマレーシア連邦から追放される形で 1965 年 8 月 9 日に独立し、英連邦内の共和国となった²。

シンガポール共和国（以下「シンガポール」という）の国土は、埋立てにより少しずつ拡大を続けてきた。現在の面積は約 719 平方キロメートルで、東京 23 区より一回り大きい程度の広さとなっている。シンガポールの人口は約 580 万人で、東京 23 区の人口の約 6 割である。民族構成は、中華系が約 74%、マレー系が約 13%、インド系が約 9%という構成となっている。公用語は、英語、中国語、マレー語及びタミール語であり、法定通貨はシンガポール・ドルである。

上記のとおり、シンガポールの国土は小さく、国民はいくつかの民族グループに分かれており、飲料水や鉱物資源にも恵まれていない。マレーシア連邦から追放されたという歴史もある。そのため、シンガポール政府としては、国家としての生き残りを図っていくためには、国民の人権や自由を保護することよりも、国家主導型の開発、多角的自由貿易体制の維持・強化という政策を採るしかなかった。そこで、シンガポールは、日本、中国、EU等との間でFTAを締結しているほか、「東南アジア諸国連合」(ASEAN)、「世界貿易機関」(WTO)、「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定」(CPTTP)、「地域的な包括的経済連携協定」(RCEP)等に加え、積極的に自由貿易を推進しようとしてきた。また、シンガポールは、ヒト・モノ・カネ・情報のハブとなるべく、高付加価値製造業、金融、情報通信、生命医学等の分野における外資による拠点設立を促すため、

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるシンガポールの歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2020年版』（二宮書店、2020年）197～198頁、②岩崎育夫著『物語 シンガポールの歴史 エリート開発主義国家の200年』（中央公論新社、2013年）等を参照した。

各種の優遇措置を用意してきた。例えば、シンガポールにおける法人税の税率は17%であり³、キャピタルゲインには課税されない等、シンガポールにおける租税負担の軽さが、長年の間、外資によるシンガポールへの投資を引き付けてきた⁴。

その結果、シンガポールの1人当たり名目GDP(2019年)⁵は、65,234米ドルであり、アジアでは、マカオに次いで第2位となっている(ちなみに、日本は40,256米ドルで、シンガポールの約6割となっている)。

シンガポールは、長く英国の植民地であったことから、英国法⁶の法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。しかし、刑法、会社法、証拠法、特許法、登録意匠法、商標法、著作権法、独占禁止法、労働法等は成文法で規定されている。即ち、シンガポールが判例法主義の法体系を採用しているといっても、裁判において拠り所となる「法源」には、判例だけではなく、制定された法令も含まれる。なお、1993年11月12日以後は、英国の裁判所の判決は、シンガポールにおいて直接には適用されないものの、依然として、説得力のある根拠として、事実上の大きな影響力を有している。また、シンガポールの裁判所は、オーストラリア、インド及びカナダ等の裁判所の判決を参考にすることもある。

II 憲法

3

<https://www.iras.gov.sg/irashome/Businesses/Companies/Learning-the-basics-of-Corporate-Income-Tax/Overview-of-Corporate-Income-Tax/>

⁴ その他の外資が利用できる税制上の優遇措置には、以下のものがある。

①シンガポールに拠点を有し、特定の商品・サービス(石油製品、石油化学製品、農産物、金属、電子部品、建築資材、消費財、デリバティブ等)の国際貿易を行い、経営管理、投資、財務管理、物流管理等の機能を有する企業は、シンガポール国際企業庁(IES)の認定により、優遇措置を受けることができる(Global Trader Programme, GTP)。

②シンガポール発展のため貢献する新たな産業・技術等をもたらすべく特定の製品製造・サービス提供を行い、経済開発庁(EDB)からパイオニア・ステータスの認定(「Pioneer Industry Award」と「Pioneer Service Award」がある)を受けた企業は、優遇措置を受けることができる(Pioneer Certificate Incentive)。

③シンガポールで統括事業(経営・知財・人事・物流の管理、事業戦略の計画立案、事務代行、財務に関するアドバイス、研究開発等)を行う企業は、経済開発庁(EDB)から地域統括本部特典(Regional Headquarters Award, RHQ)の認定を受けた場合、優遇措置が認められる。

④シンガポールに拠点を置き、域内の関連会社に財務・資金調達サービスを提供する等の金融統括機能を有する会社は、経済開発庁(EDB)からファイナンス&トレジャリーセンター(Finance & Treasury Centre, FTC)の認定を受けることにより、優遇措置が認められる。

⑤自由貿易地区(Free Trade Zone, FTZ。シンガポールに9カ所ある)に外国から搬入された商品は、内貨品として通関されるまでは、関税、物品税、消費税は課税されない。外国から搬入された商品を自由貿易地区で積み替えて外国で再輸出することも可能である。

⁵ <https://www.globalnote.jp/post-1339.html>

⁶ 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウェールズ」の法体系を指す。

1 総説

シンガポール憲法は、1963年9月16日から施行された。その後、幾度もの改正を経て、現在に至っている。シンガポール憲法は、国民主権に関する規定が存在しないこと、後述するように人権保障に関する規定が少なく、保障の程度も弱いこと等の特徴がある。

全165条及び附則からなる現行のシンガポール憲法の体系は、表1のとおりである⁷。

表1：シンガポール憲法の体系（附則を除く）

| | | |
|---------------------------|-----------------------|--------------|
| 第1章 序 | | 第1条～第2条 |
| 第2章 共和国及び憲法 | | 第3条～第5条 |
| 第3章 シンガポール共和国の主権の保護 | | 第6条～第8条 |
| 第4章 基本的自由 | | 第9条～第16条 |
| 第5章 政府 | 第1節 大統領 | 第17条～第22P条 |
| | 第2節 行政権 | 第23条～第36条 |
| | 第3節 財産、契約及び訴訟に関する法定資格 | 第37条 |
| 第5A章 大統領補佐官会議 | | 第37A条～第37M条 |
| 第6章 立法権 | | 第38条～第67条 |
| 第7章 少数者の権利のための大統領審議会 | | 第68条～第92条 |
| 第8章 司法権 | | 第93条～第101条 |
| 第9章 公務 | | 第102条～第119条 |
| 第10章 市民権 | | 第120条～第141条 |
| 第11章 財政規程 | | 第142条～第148I条 |
| 第12章 政府転覆及び非常事態宣言に対する特別措置 | | 第149条～第151A条 |
| 第13章 一般規則 | | 第152条～第155条 |
| 第14章 経過規定 | | 第157条～第165条 |

⁷ 本稿におけるシンガポール憲法の日本語訳は、佐藤延子著「シンガポール共和国」（萩野芳夫・畑博行・畑中和夫編『アジア憲法集【第2版】』（明石書店、2007年）所収）を主に参照した。但し、当該日本語訳は最近の改正が反映されていないため、下記リンク先に掲載されている2020年版憲法（英語）も参照した。

<https://sso.agc.gov.sg/Act/CONS1963?ValidDate=20200520>

2 統治機構

(1) 大統領

大統領は、シンガポールの国家元首である。大統領の任期は、6年である。

1991年憲法改正により、大統領公選制が採用されるとともに、大統領の権限が拡大された。

大統領の権限としては、①首相を任命すること、②内閣解散請求に同意すること、③国会の法律案を裁可すること、④政府による保証又は負債に同意すること、⑤国営企業の人事及び予算に同意すること、⑥最高裁判所裁判官、法務長官、財務長官、国防長官、軍司令官等の任命を拒否し又は取り消すこと、⑦非常事態宣言を発すること等が挙げられる。

大統領は、営利企業と関係を有してはならず、また、政党の党员であってはならないものとされている。

(2) 内閣

シンガポールの行政権は、大統領に属するが、憲法の規定に従い、大統領、内閣又は内閣から委任された大臣によって、行使される。

内閣は、首相及び大臣により構成される。首相及び大臣は、大統領により任命される。内閣は、政府に対し全般的な命令及び監督を行うことができ、国会に対し連帯して責任を負う。

シンガポールの初代首相は、リー・クアンユーであり、1965年から1990年まで首相の座についていた。リー・クアンユーは、長年にわたり権威主義的政治体制・開発独裁体制を維持し続けることにより、シンガポールの驚異的な経済発展を実現した。その後、首相の座を継いだのは、ゴー・チョクトンであり、14年間にわたり首相を務めた。そして、2004年に、リー・クアンユーの長男であるリー・シェンロンが首相の座につき、現在に至っている⁸。

(3) 国会

シンガポールの立法府は、大統領及び一院制の国会により構成される。法律案は、国会が可決し、大統領が裁可することにより、法律となる。

議員には、選挙された議員、選挙によらない議員（6名以下）、指名された議員（6名以下）がいる。議員総数は、89名である。議員の任期は5年である。建国以来、現在まで、人民行動党（PAP）が圧倒的多数の国会議員を輩出し、政権与党の座についてきた。

国会議員は、小選挙区（計9区）とグループ代表選挙区（計14区）から選出される。「グループ代表選挙区」制度とは、「1選挙区につき1政党3～6名の候補者がグループとなって立候補し、そのうち1名はマレー系、インド系などの少数派出身者でなければならない

⁸ 各首相の政権時代における具体的な歴史過程等については、岩崎・前掲書87～224頁を参照されたい。

という民族別割当が定められ、「有権者は各グループ（政党）に投票し、最大得票政党がその選挙区の議席を全て独占する」という制度である⁹。

選挙によらない議員及び指名された議員は、憲法改正案、予算案、会計法案、政府への不信任案、大統領の解職については、投票する権限を有しない。

（４）裁判所

司法権は、裁判所に属する。裁判所には、最高裁判所及び下級裁判所がある。

最高裁判所は、控訴院及び高等法院により構成される。シンガポールでは、二審制が採用されている。控訴院は、シンガポールにおける終審裁判所である。控訴院の先例は、高等法院及び下級裁判所を拘束する。高等法院は、通常、民事事件の第一審を管轄するが、下級裁判所の第一審判決の上訴審を管轄することもある。最高裁判所裁判官は、首相の助言に基づき、大統領により任命される。

下級裁判所には、地方裁判所、治安判事裁判所、少年裁判所、検死裁判所、家庭裁判所、及び少額訴訟審判所がある。

3 人権

シンガポール憲法の「第 4 章 基本的自由」等には、人権カタログが規定されている。しかし、日本国憲法に規定されている基本的人権と比べると、シンガポール憲法に規定されている人権の数は少なく（例えば、財産権や社会権の保障に関する規定は存在しない）、保障の程度も弱いといえる。その他、シンガポール憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ① 言論・表現の自由、集会の自由、結社の自由について、必要かつ適切な制限等が課されることが規定されている（14 条）。
- ② 政府の転覆を防止するための法令により、人権規定は停止されることがある（149 条）。
- ③ 大統領が非常事態宣言を発した場合、人権規定は停止されることがある（150 条）。
- ④ 治安維持のための予防拘禁が可能とされている（151 条）。

Ⅲ 民法

シンガポールは、英国の植民地であった時代から英国のコモン・ロー及び衡平法（エクイティ）の影響を強く受けてきた。但し、シンガポールでは、民事法の分野でも成文法が制定されることも少なくなく、2001 年には契約（第三者の権利）法¹⁰、2003 年には消費者

⁹ 稲正樹著「東南アジア編 総論」（稲正樹ほか編著『アジアの憲法入門』（日本評論社、2010 年）所収）106 頁。

¹⁰ <https://sso.agc.gov.sg/Act/CRTPA2001>

保護（公正取引）法¹¹が制定されるに至っている。

シンガポール法の下では、契約が成立するためには、「約因」が必要であるとされている。今日では、何らかの実質上の利益があれば、約因として十分であると解されており、大部分の取引契約では大きな問題とはならないであろうが、契約締結の際には注意が必要である。

シンガポールにおける土地は、全て国の所有に属する。国は、一定期間の土地使用権を個人・企業に付与することができる¹²。土地に関する権利としては、①Estate in fee simple、②Leasehold、③Estate in perpetuity がある。①Estate in fee simple は、コモン・ローに由来し、土地に対する無期限・無制限の絶対的権利である。実質的には日本の土地所有権に相当するものであり、相続することも可能である。②Leasehold は、一定の期間、賃料を受け取る代わりに土地の排他的な利用と占有を移転することを内容とする支配権・使用権である。実質的には日本の地上権に相当するものであり、現在では、最も一般的に利用される形態である。③Estate in perpetuity は、「国有地法」により付与される権利である。Estate in fee simple に類似しているが、Estate in perpetuity には、さまざまな条件等（採掘権、行政官の通行立入権、地代の支払、修復義務、埋葬の禁止等）が課される。シンガポールでは、土地と建物は一つの不動産として認識され、別個の取引の対象となるわけではない¹³。

シンガポールでは、選択的夫婦別姓制度が採用されており、実際にも、多くの場合、婚姻後も別姓を名乗ることが選択されている。

IV 会社法

シンガポールに投資しようとする外国企業は、シンガポールに子会社たる現地法人を設立するか、外国企業の支店を設置するか、又は駐在員事務所を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するシンガポール法人である。これに対し、外国企業の支店及び駐在員事務所は、独立した法人格を有しない。駐在員事務所は、販売促進及び連絡の業務のみ行うことができ、事業活動そのものは行うことができない。

シンガポールの会社は、無限責任会社と有限責任会社に分けられ、また、有限責任会社は公開会社と非公開会社に分けられる。非公開会社とは、定款で株式譲渡を制限し、かつ株主が 50 名以下に限定されている会社をいう。公開会社とは、非公開会社以外の会社をいう。

¹¹ <https://sso.agc.gov.sg/Act/CPFTA2003>

¹² 長谷川（坂巻）智香著「日本の法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための研究」（2018年3月改訂）18頁。

¹³ 川村隆太郎ほか著『アジア不動産法制』231～234頁。

表 2 : シンガポールで設立が認められている主な会社

| 種類 | 会社名称に含めるべき語/略称 (英語) |
|-----------|---------------------------|
| 非公開有限責任会社 | Private Limited / Pte Ltd |
| 公開有限責任会社 | Limited / Ltd |

外国企業がシンガポールに会社を設立する場合、非公開有限責任会社の形態が利用されることが多い。非公開有限責任会社の方が、公開有限責任会社よりも、自由度が高いからである。

非公開有限責任会社の場合、「会計企業規制庁」(Accounting and Corporate Regulatory Authority, ACRA)に商号予約及び登記をすることにより、簡単に設立することができる。最低資本金の規制は無く、一人会社も認められる。従来は、「基本定款」(Memorandum of Association)及び「附属定款」(Articles of Association)の2つを作成する必要があったが、会社法の2014年改正により、「定款」(Constitution)という一つの文書に一本化された(但し、改正前から存在する会社の「基本定款」及び「附属定款」は、自動的に「定款」とみなされる)。設置を要する機関としては、株主総会、取締役会、会計監査人、及び秘書役がある。取締役は1名以上とされているが、取締役のうち1名以上は、シンガポールの通常居住者でなければならない。シンガポールの国籍保有者、永住権保有者、就労ビザ保有者は、シンガポールの通常居住者とみなされる。会計監査人は、公認会計士であることを要する。秘書役は、取締役会により選任される。

V 民事訴訟法

1 訴訟

シンガポールの民事訴訟制度は、英国の民事訴訟制度に基づいて形成されている。シンガポールにおける民事訴訟手続は、原則として、召喚令状の送付、訴答手続、ディスカバリー、質問書の送付、証言録取書の交換、口頭弁論、判決という流れとなる。地方裁判所は、25万シンガポール・ドル以下の訴額の事件を管轄する。治安判事裁判所は、6万シンガポール・ドル以下の訴額の事件を管轄する。シンガポールの訴訟は、一般的に、150日間程度で終了する。陪審制は、採用されていない。

近時、シンガポールの民事訴訟は、IT化が進められてきた。とくに、2000年に改正された裁判所規則に基づき、裁判関係書類を電磁的方法による裁判所に提出する制度(Electronic Filing Service, EFS)が導入され、IT化が進んだ。2013年には、裁判関係書類の提出だけでなく、裁判手続における全てのコミュニケーション(例えば、裁判関係書類の提出、送達、事件情報管理、通知、期日調整、費用管理等)をウェブ上のプラットフォームで行うことができるシステム(E-Litigation)が導入され、訴訟関係者には同システムの利用が義務付けられた。さらに、法廷審理のIT化(e-Court)も進んでおり、裁判所

の法廷には、専用のパソコン及びモニター等が設置され、テレビ会議システムを利用した証人尋問等が行われ、その際の自動録音は裁判記録として利用される。シンガポールでは、今後も、新たな技術を用いて裁判手続のIT化を進めていくことが検討されている¹⁴。

2015年1月5日、シンガポール国際商事裁判所（Singapore International Commercial Court, SICC）¹⁵が設立された。これは、国際ビジネス紛争を解決するために、最高裁判所の高等法院における専門部として設立された裁判所組織である。SICCは、裁判所であるが、国際仲裁に類似する制度を取り入れている点に特徴があるといえる（例えば、SICCによる手続開始には、双方当事者の合意が必要である。シンガポールの証拠法によらず、他の手続ルールによることも可能とされる。双方当事者が合意すれば、上訴を禁止することができる）。問題は、SICCの下した判決をもって、外国に存する財産を執行することができるかである。シンガポールは、「国際裁判管轄の合意に関するハーグ条約」に加盟し、同条約は2015年に発効した。現在の批准済み加盟国は、シンガポールのほか、EU、英国、メキシコである。米国、中国、ウクライナ、北マケドニアも署名済みであり、今後、同条約の加盟国が増加するに従い、SICCの利用が増えていくかもしれない。

2 仲裁

日本企業と外国企業とが締結する契約において、当該契約に関連して発生する法的紛争は、「訴訟」ではなく、「仲裁」（私人間の合意に基づいて、第三者を選任し、その者の判断によって紛争解決を図る手続）により解決する旨の条項（仲裁条項）が規定されることが多い。シンガポールは「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟しているため、シンガポールにおける仲裁判断を同条約の加盟国で執行することが認められる。

シンガポールの仲裁機関としては、1991年7月に設立された「シンガポール国際仲裁センター」（Singapore International Arbitration Centre, SIAC）¹⁶が有名である。SIACは、①高い信頼性・透明性・中立性、②シンガポールの公用語が英語であること、③過去の取扱実績¹⁷が豊富であること等から、とくにアジアにおける国際取引契約における紛争解決条項としては、SIAC仲裁が選択されることが多い。

2009年には、複合型国際紛争解決施設として、「マックスウェル・チェンバース」（Maxwell Chambers）¹⁸が開設された。この建物は、1930年代に建築された旧税関庁舎を改装し、

¹⁴ 野原俊介著「シンガポールの現状」（『法律のひろば 第72巻第5号』（ぎょうせい、2019年）所収）34～37頁を参照。

¹⁵ <https://www.sicc.gov.sg/>

¹⁶ <https://www.siac.org.sg/>

¹⁷ SIACの「Annual Report 2019」によると、2019年における新規受理件数は479件であり、過去最高を記録した。

[https://www.siac.org.sg/images/stories/articles/annual_report/SIAC%20AR_FA-Final-Online%20\(30%20June%202020\).pdf](https://www.siac.org.sg/images/stories/articles/annual_report/SIAC%20AR_FA-Final-Online%20(30%20June%202020).pdf)

¹⁸ <https://www.maxwellchambers.com/>

10 の法廷、12 の準備室があるほか、インターネット、ウェブ会議システム、通訳・翻訳サービス、複写サービス等の設備を備え、機密性の確保、建物の警備が完備している。建物の中には、SIAC のほか、ICC 国際仲裁裁判所、米国仲裁協会（AAA）の国際紛争解決センター（ICDR）、WIPO 仲裁調停センター等が入っている¹⁹。

3 調停

2018 年、「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約」（シンガポール条約）が採択された。同条約は、国際ビジネス紛争に関する調停により成立した当事者間の国際的な和解合意につき、一定の要件の下、外国における執行力を付与することに関するものである。シンガポールは既に同条約を批准済みであるほか、既に米国、中国、韓国等、46 か国が署名済みである。今後、各国での同条約の批准が進み、加盟国が増加することが見込まれる。シンガポールの調停機関としては、2014 年 11 月に設立された「シンガポール国際調停センター」（Singapore International Mediation Centre, SIMC）²⁰がある。

以上のことから、シンガポールの国際ビジネス紛争のハブとしての立場は、ますます強固になっているといえよう。

VI 刑事法

シンガポールの刑法及び刑事訴訟法は、インドの刑法及び刑事訴訟法をもとに策定された。言うまでもなく、インドの刑法及び刑事訴訟法は、英国の刑法及び刑事訴訟法の強い影響を受けたものであるため、シンガポールの刑法及び刑事訴訟法は、間接的に、英国の刑法及び刑事訴訟法の強い影響を受けたものであるといえる。そして、刑事裁判実務においても、英国の刑法及び刑事訴訟法に関するコモン・ローや法原則が強い影響を及ぼしている。

シンガポールは、厳格な刑事法制度を有している。英国植民地時代に、反英分子を取り締まるために制定された「治安維持法」は、治安当局に、令状が無くても被疑者を無期限に拘束する権限を与えるものであった。治安維持法は、シンガポールの独立後も存続し、政府の政策に反対する者等に対し適用されてきたが、現在も存続している。また、その他の治安維持に関連する法令も、制定・施行されている。

シンガポールでは、死刑及び鞭打ち刑が、現在でも存置されている。故意殺人、麻薬所持、又は拳銃使用強盗の場合、原則として、死刑が言い渡される。鞭打ち刑は、女性及び 50 歳以上の男性に科すことはできない。回数は、24 回以内とされている（但し、16 歳未

¹⁹ 小原望著「アジア No.1 の『日本国際仲裁（紛争解決）センター』を目指して」（『日本仲裁人協会会報 Vol.14』所収）1 頁。

²⁰ <https://simc.com.sg/>

満の少年の場合は 10 回以内) 21。

シンガポールの刑事訴訟では、先進国が採用している諸原則が採用されていないことがある。例えば、シンガポールでは、違法収集証拠は、原則として排除されず、証拠として認められる(裁判所が、その裁量により、違法収集証拠を採用しないことがあり得るにとどまる) 22。

シンガポールは、諸外国ではほとんど問題にされないような日常生活上の行為が、罰金の対象とされている。例えば、喫煙可能場所以外での喫煙、横断歩道でない場所での道路横断、落書き、トイレの水の流し忘れ、トイレ管理者によるトイレへのトイレットペーパー・石鹸・タオル・ゴミ箱の不設置、ゴミのポイ捨て、痰・唾吐き、公共交通機関内での飲食、水を入れたバケツの放置、外国国旗の掲揚、チューインガムの製造・販売・所持・使用・輸出入、ドリアンの電車・バス・ホテル等への持ち込み等である。

シンガポールでは、治安維持のためにさまざまな方法が実施されている。例えば、日本と同じような交番 (Neighbourhood Police Post, NPP) が、団地の 1 階のような便利な場所に設置されている。地下鉄の駅や車両の中といった様々な場所に多数の監視カメラが設置されており、顔認証システムが導入されているため、国内にいる人物の行動の把握が容易となっている。警察は、ビデオカメラ及びサーモグラフィーを搭載したドローンを、空中からの捜索に利用している。また、「I-WITNESS」というオンラインによる犯罪関連情報提供制度があり、治安維持に貢献している²³。

シンガポールでは、刑事訴訟手続の I T 化も進んでいる。2020 年 5 月には、薬物取引事案の被告人に対し、オンライン会議システムである「ZOOM」を通じて、初めて死刑判決が言い渡された。

VII おわりに

以上、シンガポールの法制度の概要を紹介したが、シンガポールの公用語は英語であることもあってか、日本語の文献・論文等が意外に多い。

シンガポールは、ASEAN 市場へのゲートウェイであるといえ、多くの日本企業がシンガポールに進出していること等をも合わせ考えると、重要な貿易・投資の相手国であるシンガポールにおける法制度は、日本企業にとって極めて重要である。今後も、シンガポールの法制度の動向については引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.48 No.12』（国際商事法研究所、2020 年、原題は「世界の

²¹ <https://gentosha-go.com/articles/-/22731>

²² 『シンガポールの司法制度の概要』（在シンガポール日本国大使館、2013 年）63 頁。

²³ <https://gentosha-go.com/articles/-/22731>

法制度〔東アジア・東南アジア編〕第8回 シンガポール)。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。